

松山手話サークル 「樁の会」 会則

<第一章 目的>

第一条 日常活動を通して聴覚障害者と健聴者の交流を図り、親睦を深めることにより聴覚障害者問題を理解し、また相互に手を携えてより良い社会を築く事を目的とする。

<第二章 名称>

第三条 本会は松山手話サークル「樁の会」と称する。

<第三章 日常活動>

第三条 本会は次の日常活動を行う。

第1項 聴覚障害者に対するボランティア活動

第2項 例会「学習会等」

第3項 聴覚障害者団体との交流

第4項 他の手話サークル等ボランティアグループとの交流

第5項 手話講習会への講師の派遣

第6項 会員相互の交流

第7項 月1回広報誌を作成する。但し、郵送はしない。

第8項 その他役員会が必要と認める事

<第四章 会員>

第四条 本会は次の条件を満たした会員によってのみ構成される。

第1項 第一条に定めた会の目的に賛同する者

第2項 所定の入会届けを提出し会費を納めた者

第五条 たとえ第四条の条件を満たしていても、3ヶ月の間日常活動に参加せず、又3ヶ月の間会費を滞納した者は、会員の資格を失う。但し、事前に正当な理由をもって事務局に届け出た場合は除く。

第六条 会員は本会に対して次の義務を負う。

第1項 日常活動に参加する義務

第2項 所定の会費を滞りなく納める義務

第3項 本会則を遵守する義務

第七条 会員は本会に対して次の権利を有する。

第1項 会の運営に対して自由に意見を述べる権利

第2項 総会への出席権及び総会での議決権

第3項 役員の選挙権及び被選挙権

第4項 所定の脱会届けを提出する事により自由に脱会できる権利

<第五章 組織>

第八条 本会は事務局、広報部、企画部、学習部、手話で話そう会部、文化部を置く。

第九条 本会は総会の承認を得る事により、その他の分会を設ける事ができる。

<第六章 役員>

第十条 本会は会長1名、副会長若干名、会計責任者1名、事務局長1名、事務局員若干名、広報部長1名、企画部長1名、学習部長1名、手話で話そう会部長1名、文化部、理事を置く。必要に応じて顧問を置くことができる。

第十一条 役員任期は1年とし、総会において会員の中から次の方法によって選出する。

第1項 役員は自薦、他薦により候補者を決め、無記名投票によって有効投票の過半数を得た者を当選者とするが、過半数の得票者がいない時は、上位得票者2名により決選投票を行い決定する。

<第七章 総会及び役員会>

第十二条 会の最高意思決定機関である総会は、定期総会及び臨時総会とし、有効会員の過半数の出

席、若しくは有効会員の委任状を含めた 2/3 以上の出席により成立し、出席会員の過半数をもって議決する。尚、ここで言う有効会員とは、総会開催時において第四条及び第五条に定める会員資格を有する者をさす。

- 第1項 定期総会は毎年度末（3月末）から1ヶ月以内に開催し、運営報告、会計報告、新役員の選出等を行う。
- 第2項 臨時総会は（1）会員の1/3以上 （2）役員会より （3）会長より要求に基づき速やかに開催する。
- 第3項 定期総会（臨時総会）開催の通知は開催の10日前までに確実な方法で行わなければならない。
- 第4項 本会則の改正は総会において出席者の2/3以上の賛成を得た場合のみ行う事ができる。

第十三条 本役員会は第六章に定めた役員によって構成する。

- 第1項 役員会は毎月1回定期的に開くものとする。その他会長が必要と認める場合、臨時役員会を開く事ができる。
- 第2項 役員会は役員員の1/2以上の出席によって成立し、出席役員員の過半数をもって議決する。
- 第3項 議決事項は会長判断により定期総会及び臨時総会へ諮るものとする。

<第八章 会計>

- 第十四条 本会は会計責任者1名と会計係で会計事務を行う。
- 第十五条 会計責任者は総会において会計報告を行わなければならない。
- 第十六条 本会の月会費は250円とする。但し、大学生・専門学校生及び高校生以下は半額とする。
- 第十七条 本会の経費は（1）会費 （2）補助金 （3）その他役員会で承認したもので賄う。
- 第十八条 本会は会計監査委員2名を置く。
- 第十九条 本会会員が結婚したとき、祝電。死亡したときは弔電を打つ。

<第九章 会員名簿>

- 第二十条 会員名簿は会長、他役員で、平成29年11月作成の「椿の会における会員名簿の取り扱いについて」の通り、慎重に取り扱うこと。

<第十章 補足>

- 第二十一条 本会則は昭和57年9月10日より施行される。
本会則は昭和58年3月19日に改正し、昭和58年3月20日より施行される。
本会則は昭和60年5月6日に改正し、昭和60年5月6日より施行される。
本会則は昭和61年4月20日に改正し、昭和61年4月20日より施行される。
本会則は平成2年4月22日に改正し、平成2年4月22日より施行される。
本会則は平成10年4月12日に改正し、平成10年4月12日より施行される。
本会則は平成20年4月13日に改正し、平成20年4月13日より施行される。
本会則は平成22年4月11日に改正し、平成22年4月11日より施行される。
本会則は平成24年4月8日に改正し、平成24年4月8日より施行される。
本会則は平成30年4月1日に改正し、平成30年4月1日より施行される。

■『椿の会』における会員名簿の取り扱いについて■

- ・住所が記載された名簿は、会長のみが保管する。
- ・会員の住所が必要な場合は、代表が会長に理由を明記し、開示請求をする。
- ・学習会で使用する名簿には、電話番号のみを記載し各代表が所持する。
（但し、必要があれば場合に限り、各役員が所持することも許可する）
- ・各名簿にはNo.を記入し、管理する。年度末には会長へ返却し、廃棄処分をする。
- ・名簿の取り扱いルールは、平成29年11月の役員会より適用する。